



平成 26 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武  
(コード番号：3672 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼 竜石堂 潤一  
財務・経理部長  
( TEL. 03-4577-6701)

### 新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成 26 年 3 月 10 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本資金調達の目的】

当社グループは、フィーチャーフォン、スマートフォン等のモバイル端末向けソーシャルゲームの企画、開発及び運営を行う「ソーシャルゲーム事業」を主たる事業としております。

当社グループの属する国内のソーシャルゲーム市場規模は平成 21 年の 231 億円から平成 24 年には 4,351 億円まで拡大するなど成長著しく、当社グループはこれまでオリジナルタイトル及び他社 IP 利用タイトル（※）の企画、開発及び運営によって、安定かつ飛躍的な成長を牽引してまいりました。

また、ソーシャルゲームの開発力、運営力、マーケティング力を共有し、ソーシャルゲーム市場の更なる活性化と価値向上を目的としてグリー株式会社と合弁会社を設立するとともに、韓国 Emagine Co., Ltd. と資本業務提携するなど、平成 25 年 9 月期以降、積極的に事業拡大戦略を推進してまいりました。

しかしながら、ゲームタイトルを長期間に渡ってユーザー様に楽しんで頂くためには、サービス提供開始以降の継続的な運営が重要であり、持続的な企業成長に向けた新規ゲームタイトルの企画、開発には、新たな開発人員を継続的に採用していくことが必要不可欠であります。当社は、ゲームタイトル増加に伴う人的リソース不足という課題に加え、国内開発人員の採用競争の激化並びに人件費高騰という局面に対応するため、国策として IT エンジニア育成に注力しているベトナム国内に ALTPLUS VIETNAM Co., Ltd. を平成 25 年 9 月に設立し、優秀な現地開発人員を採用することで日本国内の人的リソースに制約されない事業拡大策（新規ゲームタイトルの継続的なリリース）を実行に移せる体制を整えつつあります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

今回の新株式発行による調達資金につきましては、ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.に対する当社からの業務委託費に充当する予定であります。同社への業務委託の具体的な内容につきましては、当社グループが現在サービスを提供しているソーシャルゲーム運営業務の委託及び新規ソーシャルゲームの開発の一部委託（マルチプラットフォーム対応等）並びに当社以外の会社から当社が受託したソーシャルゲームの開発・運営業務等の委託になります。同社においては、当社からの当該業務の受託で得られた資金について、ベトナム国内における現地開発人員の積極的な採用及び人材育成による質の高い開発・運営体制構築に向けた運転資金に充当する予定であります。

本資金調達を通じて開発・運営ラインの拡充による新規タイトルの継続的なリリース、ローコストオペレーションによる収益性の向上を実現するとともに、新たな収益源として当社グループによるゲーム開発・運営業務等の受託ビジネスを実現することにより、当社グループの企業価値最大化を目指してまいります。

また、本資金調達と同時に当社株主による株式売出しを実施し、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

※他社 IP 利用タイトル：有名なアニメや漫画等のキャラクターやストーリーの IP を利用して開発されたゲームタイトル。

※IP: Intellectual Property（著作権等の知的財産権）

## 記

### I. 公募による新株式発行及び株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 520,000 株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 3 月 17 日(月)から平成 26 年 3 月 19 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法             | 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価           | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成26年3月27日(木)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 石井武に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 820,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 400,000 株  
売 出 株 式 数 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 200,000 株  
石井 武 200,000 株  
鶴川 太郎 20,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(一般募集における払込金額と同一とする。)を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成26年3月28日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 石井武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 200,000 株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 26 年 3 月 28 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 石井武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 200,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平 成 26 年 4 月 21 日 ( 月 )
- (6) 払 込 期 日 平 成 26 年 4 月 22 日 ( 火 )
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上 記 ( 5 ) に 記 載 の 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 発 行 を 打 切 る も の と す る 。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 石井武に一任する。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 200,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、200,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 26 年 3 月 10 日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 200,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年 4 月 22 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」と総称する。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 4 月 15 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 現在の発行済株式総数       | 8,000,000 株（平成 26 年 3 月 10 日現在） |
| 公募増資による増加株式数     | 520,000 株                       |
| 公募増資後の発行済株式総数    | 8,520,000 株                     |
| 第三者割当増資による増加株式数  | 200,000 株（注）                    |
| 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 8,720,000 株（注）                  |

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,287,876,000 円について、子会社 ALTPLUS VIETNAM Co., Ltd. への業務委託費として平成 26 年 9 月期下期（平成 26 年 4 月以降平成 26 年 9 月末迄）に 215 百万円、平成 27 年 9 月期（平成 26 年 10 月以降平成 27 年 9 月末迄）に 863 百万円充当し、残額が生じた場合には、平成 28 年 9 月期以降（平成 27 年 10 月以降）の同社への業務委託費に充当する予定であります。

同社への業務委託の具体的な内容につきましては、当社グループが現在サービスを提供しているソーシャルゲーム運営業務の委託及び新規ソーシャルゲームの開発の一部委託（マルチプラットフォーム対応等）、並びに当社以外の会社から当社が受託したソーシャルゲームの開発・運営業務等の委託になります。同社においては、当社からの当該業務の受託で得られた資金について、同社における開発・運営体制の整備等に係る人件費及び地代家賃等の運転資金への充当を予定しております。

当社はゲームタイトル及び提供プラットフォーム毎に開発・運営チームを組織しており、これまでは限られた日本人エンジニアの人的リソースの中で、開発・運営を行ってまいりましたが、ソーシャルゲームの仕様上、サービス提供開始後も永続的に運営業務が発生するため、既存ゲームタイトルのサービスが停止されない限り、ゲームタイトルの新規提供には新たなエンジニア等を継続的に採用し、開発・運営チーム数を増やしていく必要があります。こうした企業成長に向けたビジネスモデル上の課題に加え、国内における優秀なエンジニアの採用競争の激化、且つ日本人エンジニアの人件費が東南アジア諸国と比すと割高な状況を踏まえ、当社が今後も日本国内の人的リソースに限定された業容拡大策（新規タイトルの継続的リリース、量産化）のみを追求した場合、国内だけではなくグローバルな企業競争力を損なう結果に繋がると考えております。そうした課題に取り組むため、開発・運営リソースの確保とコスト競争力向上を目指し、当社はベトナムに海外開発・運営拠点となる子会社 ALTPLUS VIETNAM Co., Ltd. を平成 25 年 9 月に設立いたしました。ベトナムは親日国家であり、勤勉な国民性を有するとともに、国策として IT エンジニアの育成に注力しているため、若くて優秀なソフトウェア技術者が豊富であり、また平均的な人件費も日本と比べ割安なため、ソフトウェア開発分野での優秀な人材の確保及びコスト競争力の向上が十分に見込まれます。

今回の資金調達により、同社において積極的に現地エンジニアの採用を行い、質の高い開発・運営体制を整備し、当社グループとしての開発・運営ラインの拡充を進めることで、新規タイトルの継続的リリース及び量産化、また新たな収益源として当社グループによる開発・運営業務等の受託が可能になり、当社グループの企業価値向上に繋がると考えております。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記の資金に充当することにより、今後の収益基盤のさらなる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込であります。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は剰余金を配当する場合には、期末配当の年 1 回を基本的な方針としておりますが、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業拡大のための社内体制やシステム環境の整備等、中長期的に安定的な成長モデルを構築するための財源として利用していく予定であります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

|                             | 平成23年9月期   | 平成24年9月期   | 平成25年9月期       |
|-----------------------------|------------|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益                  | 17.65円     | 33.86円     | 135.50円        |
| 1株当たり年間配当金<br>(内1株当たり中間配当金) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) | 27.50円<br>(－円) |
| 実績配当性向                      | －%         | －%         | 20.3%          |
| 自己資本当期純利益率                  | 34.9%      | 42.4%      | 38.6%          |
| 純資産配当率                      | －%         | －%         | 10.9%          |

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。  
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。  
3. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。  
4. 平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり年間配当金については、当該株式分割が平成23年9月期の期首に行われたと仮定して算定した数値であります。  
5. 平成25年12月15日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり年間配当金については、当該株式分割考慮前の数値であります。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資後の発行済株式総数8,520,000株に対する下記の交付株式残数合計の比率は10.1%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式比率となります。

(平成26年3月10日現在)

| 決議日         | 交付株式<br>残数 | 新株予約権<br>の行使時の<br>払込金額 | 資本組入額 | 行使期間                       |
|-------------|------------|------------------------|-------|----------------------------|
| 平成23年12月20日 | 840,000株   | 500円                   | 250円  | 自平成26年2月1日<br>至平成33年12月19日 |
| 平成23年12月20日 | 20,000株    | 500円                   | 250円  | 自平成26年2月1日<br>至平成33年12月19日 |

(注) 平成25年12月15日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「資本組入額」は、調整後の内容となっております。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

| 年月日        | 増資額               | 増資後資本金    | 増資後資本準備金  |
|------------|-------------------|-----------|-----------|
| 平成25年3月13日 | 621,000千円<br>公募増資 | 704,000千円 | 693,000千円 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

|       | 平成23年9月期 | 平成24年9月期 | 平成25年9月期 | 平成26年9月期            |
|-------|----------|----------|----------|---------------------|
| 始 値   | －円       | －円       | 4,015 円  | 4,380 円<br>□2,720 円 |
| 高 値   | －円       | －円       | 16,570 円 | 6,310 円<br>□2,920 円 |
| 安 値   | －円       | －円       | 2,702 円  | 4,135 円<br>□1,690 円 |
| 終 値   | －円       | －円       | 4,400 円  | 5,450 円<br>□1,940 円 |
| 株価収益率 | －倍       | －倍       | 32.47 倍  | －倍                  |

- (注) 1. 当社は平成25年3月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。
2. 平成26年9月期の株価については、平成26年3月7日(金)現在で表示しています。
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。
4. 平成26年9月期の□印は、株式分割(平成25年12月15日付で株式1株を2株に分割)による権利落後の株価を示しております。

- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、石井武及び鶴川太郎は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 26 年 3 月 10 日開催の取締役会において決議した前記「I. 公募による新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行および当社普通株式の売出しに伴い、主要株主である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

- (1) 名 称 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合  
(2) 所 在 地 東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号  
(3) 代表者の役職・氏名 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社  
代表取締役社長 飯沼 良介  
(4) 主 な 事 業 内 容 投資事業

### 3. 当該株主の所有議決権数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

|                             | 所有議決権の数<br>(所有株式数)        | 総株主等の議決権の<br>数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------------|---------------------------|----------------------|-------|
| 異動前<br>(平成 26 年 3 月 10 日現在) | 12,000 個<br>(1,200,000 株) | 15.01%               | 第 2 位 |
| 異動後                         | 8,000 個<br>(800,000 株)    | 9.40%                | 第 2 位 |

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 5,000 株  
2. 異動前の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成 25 年 12 月 14 日現在の総株主の議決権の数 79,950 個（平成 25 年 12 月 15 日付の株式分割反映後の個数）を基準に算出しております。  
3. 異動後の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成 26 年 3 月 10 日開催の当社取締役会において決議した一般募集の払込期日である平成 26 年 3 月 27 日に増加した議決権の数 5,200 個を加算した総株主の議決権の数 85,150 個を基準に算出しております。  
4. 当社は平成 25 年 12 月 15 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。このため、上記（注）1 及び 2 の発行済株式総数から控除した株式数及び総株主の議決権の数は、平成 25 年 12 月 14 日現在において当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

### 4. 異動予定年月日

平成 26 年 3 月 28 日（金）

### 5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。